

役員報酬支給の件

役員報酬規程に基づき、以下の常勤の理事に対して、報酬限度額の範囲内で役員報酬を支給するものとし、個人別の報酬額の決定については、会長に一任する。

[支給対象者]

専務理事	増 田 義 則
常務理事事務局長	宮 本 文 武
常務理事	根 本 恵 司

[ご参考]

報酬限度額（総額）	年間 5,000万円以内
-----------	--------------